

～日本看護系学会協議会事業～
一般社団法人日本看護系学会協議会
平成28年度 災害看護支援事業

災害看護支援金による活動助成金申請応募要項

一般社団法人日本看護系学会協議会（JANA）では、国内で発生した災害に対する看護活動を支援するための事業を行ないます。具体的には、本会を窓口として寄せられた寄付金を「災害看護支援金」と位置づけ、JANA所属学会員が行なう活動に助成金を拠出いたします。今回は、平成28年熊本地震に関する「災害看護支援助成金」の募集をいたします。助成を希望される方は、応募要項をよくお読みの上、募集期間内に手続きを行なってください。

■ 応募資格

- 1) 日本看護系学会協議会（JANA）に所属する学会の会員

■ 採択の基準

応募資格を満たす者から募集期間内に寄せられた各活動計画について、一般社団法人日本看護系学会協議会の災害看護支援事業担当委員会にて、「目的」「実現可能性」「成果」「予算」「倫理」等の観点から厳正に審査し、助成対象活動を決定する。

※ 審査に関する質問には応じられない。

■ 募集期間

平成28年（2016年）7月1日（金）～7月25日（月）

各学会代表者様にお送りするメールに指定書式（申請書）を添付しますので、それをお使い下さい。記載された応募書類は、上記期間内に、下記の庶務宛に郵送すること。（7月25日必着）

※ この文書の「応募に関する注意事項」および指定書式の指示どおりに作成すること。

応募書類宛先

〒673-8588 兵庫県明石市北王子町13-71

公立大学法人兵庫県立大学看護学部内 日本看護系学会協議会

庶務 e-mail; jana-jim@cnas.u-hyogo.ac.jp

FAX 078-925-9433

■ 助成の対象となる活動

活動の内容

本会「災害看護支援事業規程」に定める下記4項目のいずれかに該当すること。

- 1) 被災地における直接・間接的看護活動
- 2) 被災地における情報収集活動、災害看護の調査・研究
- 3) 研究成果を活用した看護活動に有益な情報の発信および広報活動
- 4) その他、本学会の災害看護支援事業担当委員会が認めた活動

【注】下記は助成の対象外とする。

- ・ 国または地方公共団体が運営し、またその責任に属するとみなされる活動。
- ・ 設立開始後満1ヶ年を経過しない団体による活動。ただし、必要性が認められる場合はこの限りではない。
- ・ 国籍、宗教、政党、組合などの関係からその対象を特に限定していて一般的に開放されず、構成員の互助共済を主たる目的とする事業等、社会福祉的な性格の明らかでない団体による活動。
- ・ 看護活動であっても、政治、宗教、組合等の手段として行なう活動。
- ・ その名称の如何にかかわらず、営利のために行なっているとみなされる活動。
- ・ 支援による効果が期待できない活動。
- ・ 他の補助金をもって実施することが適当と認められる活動。

支援期間

平成29年（2017年）3月末日までに完了すること。

※平成28年（2016年）12月に進捗状況を中間報告し、

平成29年（2017年）4月末日までに最終報告書を提出すること。

■ 応募から助成までの流れ

指定書式は各学会宛にメール添付で送信しますので、それを使用すること。

〔～7月25日〕 応募【様式1】（申請書）と【様式2】（活動計画書）を提出。

↓

〔7月26日～8月3日〕 審査期間

↓

〔8月8日頃〕 審査結果の通知（助成の採択または不採択）

↓

〔8月22日までに〕 助成対象者からの助成金請求【様式5】（請求書）を提出。

↓

<活動の実施>



〔12月末〕進捗状況の報告1回目（書式自由）



〔～2017年3月31日〕活動終了。4月末日までに完了報告書の提出【様式6】

■ 応募に関する注意事項

指定書式

【様式2】（活動計画書）

- ・ 定められた字数以内で、できるだけ具体的に、わかりやすく記入する。
- ・ 〔活動計画〕には、対象者と人数・方法・回数・場所・期間などをフローチャートなどで視覚的に図解する。
- ・ 〔活動組織およびメンバー〕には、活動に関わる全ての者（連携組織を含む）を記載する。図表などで視覚的に図解する。

【様式5】（請求書）

- ・ 助成対象者は、採択通知を受領後、すみやかに請求書を提出すること。
- ・ 審査の結果、申請額と助成額は一致しない場合もある。
- ・ 請求書には、助成額による予算書を添付すること。
〔費目〕会場費、会議費、旅費交通費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、人件費、雑費、その他

【様式6】（完了報告書）

- ・ 活動内容と成果について、できるだけ具体的に、わかりやすく記入する。
- ・ 添付書類とは、活動に関する写真、領収書、活動を広報した場合はパンフレットやポスター等を指す。冊子やDVD等、用紙に貼付できない資料は、完了報告書に添えて提出すること。

成果物

- 1) 本助成活動を基に論文等を執筆する場合は、一般社団法人日本看護系学会協議会の災害看護支援事業による活動助成を受けて実施した旨を明記すること。また、論文コピーとPDFデータ等を本協議会事務局まで送付すること。
- 2) 本事業をJANAホームページにて広報するにあたり、助成対象者が行なった活動内容および助成による成果物を掲載することに、あらかじめ同意すること。

支援の取り消しについて

助成対象者が次の項目に1つでも該当する場合、本協議会は、助成金の全額もしくは一部を返還させることがある。

- 経理状況が極めて不良と認められたもの。
- 経理上不都合ありと認められたもの。
- 助成決定後活動を一部休止または廃止したもの。
- 助成金を指定された活動以外に使用したとき。
- その他、本協議会が不相当と認めた場合。

この件に関するお問合せ先

一般社団法人日本看護系学会協議会

〒673-8588 兵庫県明石市北王子町13-71

公立大学法人兵庫県立大学看護学部内 日本看護系学会協議会

庶務 e-mail : jana-jim@cnas.u-hyogo.ac.jp

FAX : 078-925-9433